

2026年度言語社会研究科博士研究員の募集について

以下の要領に従い 2026 年度の博士研究員を募集します。応募資格等を確認のうえ、応募してください。

1. 職 名	研究補助員（助手相当非常勤職員：通称「言語社会研究科博士研究員」）
2. 勤務内容	①科学研究費助成事業（科研費）や研究者向けの各種助成事業などの外部資金の採択等を目指した研究活動を積極的に遂行すること。 ②その他本研究科における研究と教育（学生への指導・アドバイスを含む）の補助および研究科が主催する研究プロジェクト等の諸企画への参与 ②の具体的な業務内容の例は以下のとおりです。 a. 紀要『言語社会』編集業務（校正など）への参与 b. 研究科 HP の外国語版作成への協力 c. その他本研究科教員と共同して実施する研究プロジェクト等
3. 募集人員	若干名（6名程度）
4. 給 与	時給：本学規定による 手当：本学規定に基づき所定の要件を満たす場合に通勤手当を支給する。 (上限 55,000 円／月) (本学給与規程の定めるところによる。)
5. 勤務時間・場所等	・原則として月 1 日、1 日 3 時間（曜日及び就業時間は相談により決定） ・原則として博士研究員共同利用室（国際研究館 5 階）とする。
6. 任 期	2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 なお、業務量、雇用経費の状況、勤務成績等により雇用開始日から 5 年を限度に更新する場合があります。 ※博士研究員 2 年目の応募について 本人の申請により、教授会の承認に基づき、博士研究員を 1 年間延長することも可能です。ただし、延長を承認された者の勤務条件は月 1 日、1 日 1 時間（曜日及び就業時間は相談により決定）です。 ※留学生の方は、在留資格を就労可能な種類に資格変更する必要があります。
7. 応募資格	(1) 2023 年 4 月以降に言語社会研究科課程博士学位を取得した者。あるいは現在同学位申請中の者のうち、2026 年 3 月末日までに学位を取得する見込みの者。なお、論文博士学位取得者は対象としません。 (2) 他の常勤職（任期付きフルタイムを含む。）に就いている者は、本研究員に応募することができません。また、本研究員としての勤務の途中で他の常勤職に採用された場合には、本研究員の資格を失うものとします。

	(3) 日本学術振興会特別研究員、あるいはこれに類する研究職に就いている者は、本研究員に応募することができません。また、本研究員としての勤務の途中で上記の研究職に採用された場合には、本研究員の資格を失うものとします。
8. 選考方法	書類審査と面接試験によります。
9. 応募書類	<p>①申請書（所定の用紙） ②履歴書（所定の用紙） ③研究計画書（約2,000字 様式は任意とし、用紙はA4判を用いること） 2. 勤務内容①に係る研究テーマ及び研究計画を中心に記載するとともに、②で例示した研究科の業務内容のうち、関心のある項目について記載してください。 ④業績一覧（様式は任意とし、用紙はA4判を用いること）</p>
11. 応募期間	2026年1月13日（火）から1月28日（水）午後5時まで（必着）
12. 面接試験	2026年2月5日（木）（予定）に面接試験を行います。 ※詳細は追って通知します。
13. 備 考	<p>①言語社会研究科では、博士研究員雇用期間中において、研究代表者として科研費に申請（複数年度にわたる科研の継続申請を含む。）し、雇用期間中または任期満了後の翌月当初に採択された者を対象として「科研費研究員制度」を設けています。科研費研究員の雇用期間は原則として1年間ですが、本人の申出及び教授会の承認に基づき、博士研究員の雇用期間を含む本学との雇用関係が連続して通算5年を限度に更新可能です。科研費研究員の勤務条件は、博士研究員2年目と同水準（曜日及び就業時間は相談により決定）です。</p> <p>②応募書類により取得した個人情報は、採用者の選考及び採用後の人事・給与・福利厚生、健康管理、労務、衛生、入退職、学内システム及び施設の利用管理に関する業務並びに統計調査を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用又は第三者に提供することはありません。ただし、この目的遂行上必要な場合は、本学と機密保持契約を締結した外部機関に取扱いを委託する場合があります。</p> <p>③面接試験の会場までの交通費は応募者の負担とします。面接はオンラインで行う場合もあります。</p> <p>④応募書類は返却しません。採用に至らなかった方の応募書類は、選考終了後速やかに当方の責任にて適切な方法により廃棄します。</p>